

- ▽三六四〇円／一月一日 荻島詔
- ▽九一六〇円／一月六日 高齢大学藤久保教室自治会
- ▽三〇〇〇円／一月六日 匿名
- ▽六万三〇〇〇円／一月八日 チャリティーミックスダブルス
- ▽大倉チャリティー基金
- ▽一万四〇〇円／一月八日 三芳町赤十字奉仕団
- ▽一万四〇〇円／一月八日 全日本同和会三芳支部
- ▽六万三三三三円／一月八日 弦巻一枝
- ▽二〇〇〇円／一月一九日 三五六会

町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

善意の寄附
ありがとうございます

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございます。

(敬称略)

- ▽二〇〇〇円／一月二六日 NPO法人生活支援グループパッパ
- ▽一五〇〇円／一月二九日 小野沢文男
- ▽一五〇〇円／一月二九日 寺尾雅治
- ▽一五〇〇円／一月二九日 塩野和雄
- 社会福祉協議会 (愛の福祉基金として)
- ▽九万五千五百三十三円／一月一九日 三芳町ハイチ地震被災者救援の会 代表 藤井秀彦
- (ハイチ地震救援金として)
- 日本赤十字社三芳町分区分 健康福祉課

工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
町道北永井172号線外1路線舗装本復旧工事	平成22年3月10日	北永井第3区区内 工事延長距離41.00m

国民年金

人生の節目には国民年金の届出を！

20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金に加入します。職業などにより、加入の種別は3つ〔第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)〕に分かれます。結婚や就職などにより加入の種別が変わるときは年金の届出が必要です。

問い合わせ 住民課国民年金係 内線153~156・所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0170

届出の際は、必ず年金手帳を持参しましょう！

【国民年金に入る】

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった人も同様)	市区町村
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

【国民年金保険料を納める】

こんなとき	どうする	届出先
口座振替を開始(変更)・辞退するとき	口座振替納付(変更)申出書等を提出する	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所
クレジットカード納付を開始(変更)・辞退するとき	クレジットカード納付(変更)申出書等を提出する	年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除や若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村

*届出の内容により、届出先が異なりますので、手続きの際には必ずご確認ください。

犬の飼い主のみなさんへ 集合狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病予防法により義務付けられています。

狂犬病は、人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療法はなく、死亡率は、ほぼ100%です。狂犬病は世界中のほとんどの国や地域で発生し、毎年5万人以上が狂犬病で死亡しています。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは狂犬病予防法によりすべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないためにも飼い犬には必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、下表のとおり集合狂犬病予防注射を実施いたします。三芳町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせてください。会場では、狂犬病予防注射だけではなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしていない場合は、この機会に登録を済ませてください。また集合狂犬病予防注射は、雨天でも実施いたします。

なお、都合により下表の会場で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせられない場合は、必ず動物病院で獣医師に狂犬病予防注射を受けてください。その後、動物病院が発行する「注射済証明書」を自治環境課環境衛生係窓口を持参し、注射済票の交付を受けてください。

●日時・会場

期日	時間	会場
4月12日(月)	10:00~11:30	上富第1区集会所
	13:00~14:30	中央公民館駐車場
	9:30~11:30	北永井第2区集会所
4月13日(火)	13:00~14:30	藤久保第2区集会所
	9:30~10:30	藤久保第3区集会所
	11:00~12:00	藤久保第4区第2集会所
4月14日(水)	13:20~14:30	竹間沢第1区集会所

*各会場については、地図を参照してください。

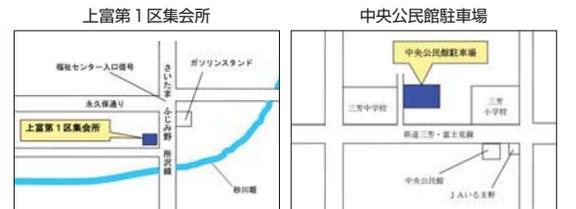
●手数料(1頭につき)

◇登録済の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合計
0円	2,750円	550円	3,300円

◇未登録の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合計
3,000円	2,750円	550円	6,300円



●集合狂犬病予防注射に関するお願い及び注意点

- ①犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。
 - ②体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。
 - ③獣医師による問診で、注射を見合わせる場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - ④1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんのでご注意ください。
 - ⑤海外に犬を連れて行く予定のある方、または既にマイクロチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。
 - ⑥まれに注射による副作用が起こる場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。
 - ⑦他市区町村より転入した犬(登録済の犬に限る)が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ自治環境課環境衛生係の窓口で登録事項変更の届出をしてください。
 - ⑧犬の登録に変更があったとき(犬の所有者が変わった・犬の所在地が変わった・飼い犬の住所が変わった)は、町への登録事項変更届出が必要です。
 - ⑨犬が死亡したときは、町への死亡届が必要です。(電話連絡可)
- 問い合わせ 自治環境課 (内線262) FAX274-1053